

会 議 録

審議会等名	平成 26 年度 第3回三条市学校給食運営委員会																																			
公開の別	全部公開																																			
開催日時	平成 26 年 11 月 21 日(金) 午前 10 時 00 分～午前 10 時 50 分																																			
開催場所	三条市役所 栄庁舎 3階 大会議室	傍聴者の有無	有																																	
出席者氏名	<p>出席委員 15 名[委員定数 18 名]</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">山川幸治(裏館小校長)</td> <td style="width: 33%;">長谷川綾子(井栗小校長)</td> <td style="width: 33%;">飯田 満(月岡小校長)</td> </tr> <tr> <td>竹内行一(須頃小校長)</td> <td>佐藤和彦(森町小校長)</td> <td>大原貞雄(栄中央小学校)</td> </tr> <tr> <td>新飯田昌和(上林小 PTA)</td> <td>須藤綾子(保内小 PTA)</td> <td>源川由加子(嵐南小 PTA)</td> </tr> <tr> <td>丸山重美(第三中 PTA)</td> <td>高橋明美(大崎中 PTA)</td> <td>阿部育子(栄中 PTA))</td> </tr> <tr> <td>小浦方久美子(下田中 PTA)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>捧 厚雄(三条市監査委員)</td> <td>長谷川直子(三条地域振興局健康福祉環境部)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>長谷川教育長</td> <td>笹川教育総務課長</td> <td>田村教育総務課長補佐</td> </tr> <tr> <td>高橋邦彦(嵐南小校長)</td> <td>志賀徹也(一ノ木戸小校長)</td> <td>大谷教育総務課庶務係長</td> </tr> <tr> <td>大橋共同調理場長</td> <td>小川栄養教諭(嵐南)</td> <td>丸山栄養教諭(栄)</td> </tr> <tr> <td>三科栄養職員(井栗)</td> <td>相田職員(裏館)</td> <td>遠藤職員(裏館)</td> </tr> </table>			山川幸治(裏館小校長)	長谷川綾子(井栗小校長)	飯田 満(月岡小校長)	竹内行一(須頃小校長)	佐藤和彦(森町小校長)	大原貞雄(栄中央小学校)	新飯田昌和(上林小 PTA)	須藤綾子(保内小 PTA)	源川由加子(嵐南小 PTA)	丸山重美(第三中 PTA)	高橋明美(大崎中 PTA)	阿部育子(栄中 PTA))	小浦方久美子(下田中 PTA)			捧 厚雄(三条市監査委員)	長谷川直子(三条地域振興局健康福祉環境部)		事務局			長谷川教育長	笹川教育総務課長	田村教育総務課長補佐	高橋邦彦(嵐南小校長)	志賀徹也(一ノ木戸小校長)	大谷教育総務課庶務係長	大橋共同調理場長	小川栄養教諭(嵐南)	丸山栄養教諭(栄)	三科栄養職員(井栗)	相田職員(裏館)	遠藤職員(裏館)
山川幸治(裏館小校長)	長谷川綾子(井栗小校長)	飯田 満(月岡小校長)																																		
竹内行一(須頃小校長)	佐藤和彦(森町小校長)	大原貞雄(栄中央小学校)																																		
新飯田昌和(上林小 PTA)	須藤綾子(保内小 PTA)	源川由加子(嵐南小 PTA)																																		
丸山重美(第三中 PTA)	高橋明美(大崎中 PTA)	阿部育子(栄中 PTA))																																		
小浦方久美子(下田中 PTA)																																				
捧 厚雄(三条市監査委員)	長谷川直子(三条地域振興局健康福祉環境部)																																			
事務局																																				
長谷川教育長	笹川教育総務課長	田村教育総務課長補佐																																		
高橋邦彦(嵐南小校長)	志賀徹也(一ノ木戸小校長)	大谷教育総務課庶務係長																																		
大橋共同調理場長	小川栄養教諭(嵐南)	丸山栄養教諭(栄)																																		
三科栄養職員(井栗)	相田職員(裏館)	遠藤職員(裏館)																																		
議題等	<p>(1) 給食費の改定について</p> <p>(2) 給食費未納対策の強化について</p>																																			
発言内容等	<p>事務局</p> <p>第3回三条市学校給食運営委員会を開会します。 委員定数 18 名のうち 15 名出席、運営委員会規則第6条の規定により会議成立を報告します。 教育長より挨拶を申し上げます。</p> <p>長谷川教育長</p> <p>本日は、御多忙の中、御出席いただきまして感謝申し上げます。 10 月に引き続き、期間の短い中で回数を重ねさせていただいておりますことを、大変恐縮に思っているところでございます。 まず冒頭に、三条市の子どもたちのデータを御紹介させていただきます。9月に発表された小学校6年生の調査結果です。朝食を毎日食べているかという調査で、三条市が 90.5%、新潟県平均が 90.8%、全国が 88.1%となっております。三条市におきましては、全国を上回っておりまして、新潟県の平均くらいの数値となっております。 また、朝食をあまり食べない、全く食べない子どもは、三条市が 3.0%、新潟県が 2.7%、全国が 3.9%というデータになっております。三条市では知・徳・体のバランスのとれた子どもたちを育てたいと、関係する皆様を含め、努力をしているところでございます。早寝・早起き・朝ごはんというような、子どもの大切な生活習慣を家庭を含めて、私どももしっかり子どもたちに教え、家庭の協力もいただかなければならないと考えております。 やはり、その基礎は子どもたちの成長を考えたときに、食事は大事なことだと思いますし、給食はその基礎であると考えております。3食のうち給食は1食でしかありませんが、子どもたちの将来の健康を担う或いは食生活をしっかりと捉えた大切な1食であると考えております。これからも私ども愛情を持った給食を子どもたちに提供していかなければならないと考えております。 本日は第3回の運営委員会というところで、給食費の改定について御審議いただきたいと思って</p>																																			

事務局

おります。また、給食の監査会でも度々御指摘をいただいていた給食の未納対策の強化についても併せて御審議いただきたいと考えております。

皆様方から三条市の給食をより良いものにするという観点から、御意見を頂戴しながら、有意義な会議になりますようお願い申し上げます。

これより審議に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、山川会長をお願いいたします。

山川会長

「議題(1) 給食費の改定について」

「議題(1) 給食費の改定について」事務局より説明をお願いします。

笹川課長

「議題(1) 給食費の改定について」説明させていただきます。

資料の1ページを御覧ください。前回の会議においても、資料1、2ページ目の内容について協議させていただきまして、三条市の給食費の現状を説明させていただきましたので、こちらは省略いたします。

資料の3ページを御覧ください。給食費の改定(案)ということで、資料に記載のとおり、平成10年度から16年間給食費を据え置きして参りましたが、昨今の物価上昇の影響が大きくなっていることにより、今後も安定的に望ましい給食を提供することが難しくなっております。そこで、平成27年度から次のように改定したいと思っております。

考え方の基本としまして、平成25年度に提供しました給食内容を基に考えたいと思っております。平成26年度の物価上昇におきまして、前回の運営委員会でもお話したように、デザート単価を落としたり、変わりご飯の回数を減らしたりということで今までしのいできました。それを平成25年度の給食の水準に戻したいと思っております。

平成25年度の給食費の総額に、消費税の3%増税分と物価上昇分をプラスするということで、私どもで試算をしました。そちらにつきましては、別紙2ということで皆様方に提供いたしました。こちらは平成25年度に使用していた食材で平成26年度にどのくらい値上がりしたのかということを中心に計算したものでございます。これを年間の使用量として考えたときに、物価の上昇分としては、約2,660万程度が物価上昇分として上がったという形でございます。

そこで、消費税増税分と物価上昇分を合わせまして年間約3,960万程度必要になります。この年間必要額を平成27年度の給食予定人数で割りますと、1人当たり4,710円程度の値上げをお願いしなければいけない状況でございます。端数の関係もありますので、年間で1人当たり4,700円の値上げをさせていただきたいと思っております。

徴収の仕方につきましては、3月に新たに徴収したいと思っております。というのは、今まで年に10回に渡って徴収しておりますが、8月が夏休み期間ということもありまして、8月を除いて10か月間は4,700円で徴収をし、値上げ分については3月に徴収したいと思っております。

次に資料4ページを御覧ください。平成27年度4月からの給食費は、小学校で現在47,000円のところを51,700円とし、中学校で現在55,000円のところを59,700円としたいと考えております。月額や1食単価につきましては、記載のとおりでございます。ただし、中学3年生については3月の給食回数が少ないため、現在2月に調整をしておりますが、その分を3月に調整させていただきたいと思っております。

給食費の改定による効果につきましては、食育の「生きた教材」となる献立の充実が可能となり、子どもたちの健やかな心身の成長や生涯に亘る望ましい食習慣の定着を図ることができると考えております。主な内容として3点挙げさせていただきました。①主菜となる魚などの食材の質の向上により、よりおいしい給食の提供が可能となります。②ルレクチェなど高価な果物を含めて、三条産農産物の使用量や回数を増やすことが可能となり、子どもたちの地域の食への関心や感謝の心を育てることに繋がると考えております。③行事食や郷土料理などの献立を取り入れやすく、食文化の伝承に繋がると考えております。

今後のスケジュールですが、本日の運営委員会の皆様方から御賛同いただければ、12月の教育委員会定例会で御承認いただき、正式な決定といたしましては、2月の学校給食運営委員会にて平成27年度予算案として、お示ししたいと思っております。

山川会長

ただ今の件について、御意見、御質問はいかがでしょうか。

長谷川副会長	3月に給食費を新たに徴収するというので、保護者の方の負担を考えてのことだと思います。しかし、3月に徴収するのは会計担当者にとっては厳しいと思うのですが、いかがでしょうか。
笹川課長	過去にも3月に徴収させていただいたこともありますが、学校の事務の繁雑さという視点が落ちていたところもありますので、徴収方法につきましては8月を徴収月にするということも考えたいと思っております。その場合、1月までを4,700円で徴収し、2月で調整するという形を考えていかなければいけないと思っております。 また、学校とも今後調整したいと思っております。基本的には値上げをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
大原委員	3月徴収では、会計に無理があります。2月の10日前後に集計し、引き落としができなかったところは現金で納入していただく形で2月中にお金を集めて、支払いを3月の頭にして、業者に支払いをし、会計報告に出します。3月徴収ですと、4月にならないと会計報告が出せないの、3月徴収は無理です。
笹川課長	私どもの視点として落ちていたところを御指摘いただき、ありがとうございます。 その点につきまして、再度学校に確認させていただき、対応したいと考えております。
飯田委員	16年間給食費の値上げなしということで、その努力は敬意を表するところですが、もう少し短い期間で見直しをすべきでないのかなと思います。今回単価としては、小学校22円、中学校26円ですが、年間一月分が増えるということになります。 保護者の方の感覚からすると、ちょうど値上げの年に当たった人たちは、子どものためなら仕方ないという考えをお持ちの方もいらっしゃると思います。しかし、子どもの立場からすると、今の子どもたちはぎりぎりの線で食べていますが、値上げをした後の子どもたちは良いものが食べられます。その流れが16年もあったということが気になりました。 定期的な見直しをするということの内規として持っていて、増税や物価高騰の際には、それに応じて見直しをするというような形でしていった方が、子どもたちにとっても平均して良いものが提供できるのではないかと思います。 16年間で約30円ですから、5年くらいなら10円ずつくらいの値上げになると思います。保護者の方にとってもその方が負担が少なくなると思いますので、是非とも短い期間での見直しをお願いしたいと思います。
笹川課長	御指摘のとおり部分もありますので、今後につきましては物価の上昇等も加味し、その都度検討し、皆様方に提案したいと思いますので、よろしくお願いいたします。
山川会長	他に御意見、御質問はいかがでしょうか。 御意見等ないようなので、原案を基に今いただいた意見を反映して、承認いただくということでよろしいでしょうか。 御異議はないようですので、拍手で御賛同をお願いします。
	(拍手で賛同)
山川会長	「議題(2) 給食費未納対策の強化について」 続きまして、「議題(2) 給食費未納対策の強化について」事務局より説明をお願いします。
笹川課長	「議題(2) 給食費未納対策の強化について」説明いたします。 資料6ページを御覧ください。過去3年の未納額については、資料に記載のとおり、平成23年度から平成25年度のを記載しております。平成23年度と平成24年度は、ほぼ横ばいですが、平成25年度には増加しております。未納世帯の内訳としましては、就学援助費受給世帯とその他の世帯の2つに分けました。この2つにおいて、それぞれ別の対策を考えております。

現在の未納対策としましては、まず、2か月以上未納が続いた場合、校長名と教育委員会の連名で督促状を送付しております。学期末に学校へ未納者調べという形で報告をいただいております。それでも公平性が保てないので、更なる取組をということで、監査委員の方からも指摘を受けております。この間にも学校による継続的な電話や文書及び家庭訪問による督促を行っております。しかし、なかなか応じていただけない状況です。そこで、不能欠損処分ということで、卒業後2年経過で納入義務が消滅するので、その間何とか納めていただくよう努力しているところです。給食費の値上げとの兼ね合いで未納対策の強化も必要だと考えております。

次に7ページを御覧ください。未納対策強化の案として、まず、就学援助費受給世帯の場合について説明します。就学援助費の中には給食費が全額含まれています。一旦支給されると、なかなか給食費にお金が入らないというケースが生じております。そちらを就学援助の申請をする段階において、「修学旅行費や給食費については学校長に委任します」という内容の委任状を出してもらおうという形を取らせてほしいと考えております。そうなりますと、給食費等が本人ではなく、学校長に送金される形になり、そのような形で未納対策を進めたいと思っております。

その他の世帯については、継続的な催促に応じない場合、民事訴訟法に基づく支払督促の申立を行いたいと思っております。支払督促とは、正式な裁判手続きによらず、簡易裁判所の書記官による書類審査だけで発せられるので、公判や証拠調べ、相手方に対する尋問等がない簡易な手続きであります。相手方が異議を申し立てなければ確定判決と同等の効力を持ち、強制執行も可能となります。ただし、相手方が異議を申し立てたときは、通常の訴訟手続きに移行します。

続きまして8ページを御覧ください。支払督促を導入した後の未納対策の流れ(案)を説明します。新たな取組として、これまでの取組と同様に数回の督促状においても納入がない場合、最終督促状を送付し、最終督促状でも納入がない場合、裁判所に支払督促の申立を行うことを記載します。それでも納入に応じてもらえない場合、簡易裁判所に支払督促の申立を行います。申立書に不備がない場合、簡易裁判所が支払督促状を送付します。それでも未納が続き、債務者から支払督促受領後2週間以内に異議申立がない場合、簡易裁判所に仮執行宣言の申立を行います。その後簡易裁判所が仮執行宣言付支払督促を送付します。それでも未納が続き、債務者から仮執行宣言付支払督促受領後2週間以内に異議申立がない場合、仮執行宣言付支払督促が確定判決(強制執行可能)と同じ効力を持ちます。一方、異議申立があれば、民事訴訟へ進む形になります。私どもとしましては、民事訴訟までいくことは本意ではありませんので、その前に給食費を納めてほしいと思っております。

また、支払督促に係る費用負担は、市の方での負担を考えています。先ほども申し上げましたが、訴訟という形は本意ではありませんが、給食費をきちんと払っている方との公平性が保てないという観点からこのような形を取り、給食費の未納を回収していきたいと考えております。

山川会長

ただ今の件について、御意見、御質問はいかがでしょうか。

飯田委員

3点質問をお願いします。1点目に、就学援助の申請書の段階で「学校長に委任します」という一文を入れるということですが、これを拒否した場合、就学援助費を受給できないと考えてよろしいでしょうか。

2点目に、督促状を数回送付とありますが、具体的に今まで何回くらい送付し、今回何回くらいの送付を想定しているのでしょうか。

3点目に、強制執行と同じ効力とありますが、これは差し押さえのような形を取られるのでしょうか。それとも、強制執行でも納められない場合、何か罰則のようなものを考えているのでしょうか。

大原委員

今ほどの2つめ目の質問に関連して、新たな取組で、数回にわたる再督促状でも納入がない場合、最終督促状を送付とありますが、具体的に何か月未納があった場合を考えているのでしょうか。

新飯田委員	<p>督促状を何度出しても意味がないと思っております。払わない人は、督促状が来ても関係ないという考えでいるのは事実であります。未納をなくす中で、こういう系統は校長先生にお願いしているという話を聞きました。以前に、代わりに支払をしていた校長先生がいたという話を聞いております。全て校長先生に任せるのではなく、どちらかといえば、教育委員会に主体となって動いてもらいたいとは考えております。最初は督促状を送るということで良いと思いますが、その次の対応として、教育委員会の方と校長先生でその方の自宅に訪問して、説明をするという形の方がいいのではないかと思います。</p>
笹川課長	<p>まず、申請書の関係についてですが、申請書の中にこのような形の一文を入れるので、拒否はできない形になっています。こちらについては、法的には問題なく、他市でもこのような形で行っているところもありますので、そのような形にしたいと思っております。</p> <p>督促状の回数につきましては、2か月を経た後に督促を出させていただく形を取っています。目安としては1年間全く納入されていない方については、最終督促状を出すという形を取りたいと思っております。</p> <p>未納対策について、校長先生ではなく、教育委員会が主体となって行うという御意見をいただきましたが、最終督促の前には私どもも一緒になって対応したいと思っております。</p> <p>差し押さえの内容につきましては、給料の支払を差し押さえにするというものが、主な内容だと思っております。個々の状況にもよりますが、そのようなものが第一に考えられると思っております。</p>
竹内委員	<p>公平性を確保したいので、未納対策の強化には賛成です。未納対策の強化について、保護者の方には何らかの形で周知をしていくのでしょうか。</p>
笹川課長	<p>保護者の方への周知については、2月の学校給食運営委員会で平成27年度の予算案ということで出し、そちらのお知らせとともに今後周知したいと思っております。</p>
新飯田委員	<p>書面で催促をもらっても、理解しない保護者もいると思います。例えば、学校行事のお知らせを書面で出しても、実際に内容を見てない方もいらっしゃいますし、保護者の方も一通り目を通しますが、内容まではあまり頭に入っていないことがあります。口頭でしっかり話をしないとなかなか通じないという現状がありますので、例えば保護者会などの場を設けていただくのが一番良いのではないかと思います。また、新1年生の保護者説明会のときに詳しく説明するような機会があってもいいのではないかと思います。</p>
笹川課長	<p>おっしゃることはごもっともだと思います。しかし、会の全体的な時間等もありますし、未納している方は全体のごく数パーセントでしかありません。そのことについて、どのように対応するかについては、学校とも相談しながら検討したいと思っております。</p>
山川会長	<p>書面だけではなかなか理解してもらえないのが現実ですが、私の学校では未納の方は幸いいらっしゃいませんが、事務職、校長、管理職等で催促の電話をしたり、保護者会や授業参観で直接お話をしたりしているのが現状です。</p> <p>他に御意見等はございますか。</p>
捧委員	<p>就学援助受給世帯の方の中に、就学援助費が命綱になるような世帯も含まれていると思います。経済的に辛い思いをされているのが予想されるのに、制度を利用していない世帯がいるのは何かその背景があるのでしょうか。最終的に民事訴訟になる仕組みになっているので、ここがきちんと機能することが大切だと思っております。その実態が今現在どうなっているのか、運用がどうなっているのかについて教えていただきたいと思っております。</p>
笹川課長	<p>基本的には生活が苦しい方が就学援助を申請されています。就学援助費というのは、給食費や就学旅行費等でいくらか支給という形で支給しております。本来就学援助費の支給というのは、給食費として支給されたのであれば、給食費として納めていただくのが通常の形でございます。それを支払わないというのは問題だと思います。</p>

	<p>確かに家庭の中で生活が非常に厳しいということであれば、就学援助だけではなく、生活保護という形や福祉関係で相談されるという形もありますので、福祉の方に繋げていくということも考えていかなければならないと思っております。</p>
<p>捧委員</p>	<p>制度を利用できるのに利用していないという人たちをどうするかということが鍵になると思います。活用を奨励していくということですが、所得の面で対象世帯でありながら、受給をしていない何か特別な事情があるのだったら、その点を配慮していかなければいけないと思います。元々公平性を保とうということですので、そこがどのようになっているのかを教えてくださいたいです。</p>
<p>高橋校長</p>	<p>私が昨年まで課長として、準要保護世帯等の取扱いをしておりましたので、説明させていただきます。まず、要保護世帯と準要保護世帯という組合せになると思います。要保護世帯と生活保護世帯、そしてそれに準ずるということについては計算式があって、子どもが何人いるか、家庭の縮図や扶養が何人いるかなどから該当するかが判明します。該当するかないかについては、個人的には分からない場合があると思います。そのような中で、子どもが2人いるといくらくらいだと準要保護世帯の対象になるかならないかの目安をホームページの中で紹介したり、また、1年生が入学するときに紹介をしております。</p> <p>準要保護世帯の対象でも受給を見合わせる、そのような方の中に給食費を未納されるということはあまりないかなと感覚的に受け止めております。教育委員会の方でも該当する方には紹介していますし、学校でも子どもたちの様子で例えば服装がおかしいなどということは子どもたちを見ていれば分かることなので、管理職へ報告し、年度途中でも準要保護という形をとっております。ただ、頑張っていらっしゃることは私たちのところまで外見上わからない部分もありますが、例えばご飯が食べられないなどの状況は体重の変化で、お風呂に入っていない等の変化は私どもが日頃から見ておりますので、そういう意味では対象世帯の漏れというのはいないようにしていかなければいけないと思っております。</p>
<p>山川会長</p>	<p>他に御意見等ないようなので、原案どおり承認するというところでよろしいでしょうか。御異議はないようですので、拍手で御賛同をお願いします。</p> <p>(拍手で賛同)</p>
<p>山川会長</p>	<p>他に御意見等ないようなので、審議を終了させていただきます。これにて運営委員会の議長を退任させていただきます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、閉会のあいさつを長谷川副会長よりお願いいたします。</p>
<p>長谷川副会長</p>	<p>2つの議題について、様々な御意見をいただき、ありがとうございました。先日当校の5年生が職員室に來まして、学校で作ったお米のおすそ分けをいただきました。自宅で帰って食べたら、輝くようなお米で、本当に美味しくて日本人に生まれて良かったと感じました。</p> <p>昨今この学校でもお米を作っております。私の前任校では4年生のときに味噌を仕込み、5年生になるとその味噌を使った味噌汁とご飯で収穫祭をするという行事がありました。学校では食育を大切にして、様々なものを作るところから始めて、教育を進めているというのが今の学校の取組状況です。これを支えるのは、私たちの教育だけでなく、やはり給食がそれを支えていくと実感することが多くあります。</p> <p>豊かな給食で心が育ち、温かいご飯で子どもが幸せを感じるということがたくさんありますので、これからも給食を大事にしていきたいと思っております。</p>
<p>事務局</p>	<p>長時間に渡り、熱心に御審議いただき、ありがとうございました。今後とも皆様の御指導、御協力をお願いいたします。</p> <p>これをもちまして、本日の平成 26 年度第3回学校給食運営委員会を終了します。</p>